

令和元年度第1回臨時庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和元年11月6日

担当部・課：生活環境部市民課〔内線2312〕

財務部市民税課〔内線3091〕

健康部保険年金課〔内線2332〕

健康部介護保険課〔内線2443〕

① 件名
台風19号被害に伴う各種証明手数料の免除について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>台風19号の影響による災害について、国は、令和元年10月29日に激甚災害に指定した。</p> <p>また、本市が交付する各種証明書等については、石巻市手数料条例第5条第5項の規程において、天災その他特別の事由により特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる」と定めている。</p> <p>【目的】</p> <p>「り災証明書」、「被災証明書」の交付を受けた方について、各種証明書等の交付手数料の徴収を免除することにより、床上・床下浸水被害を受けた住宅及び冠水で被災した市民の生活再建を支援する。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>住民基本台帳法、地方税法、石巻市手数料条例等</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和元年10月23日 台風19号被害による「り災証明書」及び「被災証明書」申請受付開始</p> <p>29日 台風19号被害について国が激甚災害に指定</p>
⑤ 主な内容
<p>1 免除期間</p> <p>令和元年11月8日（金）から当分の間</p> <p>2 免除になる証明書等の種類</p> <p>(1) 住民票の写し (2) 印鑑登録証明書 (3) 印鑑登録証 (4) 戸籍証明書</p> <p>(5) 戸籍の附票 (6) 各種市税証明書 (7) 国民健康保険税納税証明書</p> <p>(8) 後期高齢者医療保険料納付証明書 (9) 介護保険料納付証明書</p> <p>3 免除対象者</p> <p>台風19号の被害により「り災証明書」、「被災証明書」の交付を受けた個人若しくはその同一世帯に属する個人又は法人</p> <p>4 免除要件</p> <p>台風19号による被害に起因する手続きに使用する場合に限る。</p>

<p>5 免除割合 100%</p> <p>6 取扱窓口 市民課、市民税課、保険年金課、介護保険課、各総合支所市民生活課、各支所</p> <p>7 その他 多機能端末機（証明書等コンビニ交付サービス）による申請は該当しない。</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 各種証明書等の交付手数料の徴収を免除することで、被災した市民の生活再建支援の一助になる。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>県内では、岩沼市において、令和元年10月25日（金）から住民票の写し及び課税（非課税）証明書等の手数料の免除を開始している。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和元年 11月 8日 「り災証明書」発行開始 窓口証明手数料免除開始</p>
<p>⑨ その他</p>
<p>石巻市住宅被害状況（令和元年10月18日（金）付） （1）床上浸水住宅数321件 （2）床下浸水住宅数9,216件</p>